

**諏訪市及び茅野市における営業時間の短縮等の要請の期間並びに
諏訪圏域における「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」の期間を延長します**

令和3年4月28日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

諏訪圏域については、4月16日に感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出したほか、4月19日には諏訪市、茅野市及び原村を対象として、酒類の提供を行う飲食店等に対する営業時間短縮等の要請を行い、県としての感染症対策を強化しているところです。

諏訪圏域の感染状況を見ると、4月27日までの直近1週間の人口10万人当たり新規陽性者数については29.66人と、4月19日の営業時間短縮等の要請時の51.51人と比較して減少傾向にはあるものの、依然として感染警戒レベル5の基準を上回る高い水準が続いています。

また、他圏域へ患者を搬送せざるを得ない事例も複数発生しているほか、諏訪圏域を含む南信ブロックの病床ひっ迫度は46.3%（4月27日現在）と1週間前と比べて10ポイント以上上昇しており、県全体の病床使用率を引き上げる要因の一つとなっています。

さらに、県内においては、感染しやすく、重症化しやすい可能性が指摘されている変異株の陽性者が継続して確認されており、諏訪圏域においては全県における確認事例188例の内116例（61.7%）（4月27日現在）が確認されています。また、全県におけるスクリーニング検査による変異株の割合が52.3%（4月19日～25日）と前週の39.6%、前々週の19.9%と比べて上昇するなど、従来株からの置き換わりが進んでおり、県内では、今後の急速な感染拡大に警戒が必要な状況です。

これらの状況を踏まえると、人の移動が増加する大型連休を迎える今ここで、諏訪圏域における陽性者の増加を徹底的に抑え込むことが重要であることから、4月29日までを期限としている**営業時間の短縮等の要請の期間について、とりわけ陽性者の発生が集中している諏訪市及び茅野市について5月5日まで延長するとともに、諏訪圏域における感染警戒レベル5の「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」の期間を同日まで延長します。**

なお、直近1週間で新規陽性者が確認されていない原村における営業時間短縮等の要請は、予定どおり4月29日をもって終了します。

2 諏訪市及び茅野市における営業時間の短縮等の要請について（5月5日まで）

（特措法第24条第9項）

諏訪市及び茅野市における酒類の提供を行う飲食店等に対し、次のとおり協力を要請します。（期間以外は、令和3年4月19日の要請内容と同様です。）

期間は4月30日[※]から5月5日までとしますが、感染状況により延長する場合があります。

種 類	区 分	要請の内容
接待を伴う飲食店、飲食店（酒類の提供を行うものに限る） 〔特措法施行令第11条第1項第11号に該当する施設〕	ガイドライン非遵守	休業
	ガイドライン遵守	営業時間短縮 （5時～20時）
飲食店等（酒類の提供を行うものに限る） 〔特措法施行令第11条第1項第14号に該当する施設〕	—	営業時間短縮 （5時～20時）

※ 30日の営業時間から（営業時間短縮の場合は30日の20時以降）適用

3 諏訪圏域における特別警報Ⅱの延長について

諏訪圏域にお住まいの皆様、事業者の皆様等に、別紙「特別警報Ⅱの延長に伴う感染拡大防止のお願い」のとおり協力を要請します。ご自身と大切な方の健康を守り、長野県の医療を守るため、ご協力をお願いします。

なお、諏訪圏域においては、変異株による陽性者や職場における感染事例が増加していることを踏まえ、特に次の点については格段のご協力をお願いします。

○ 大人数・長時間の会食について、自宅等で行われるものも含めた自粛

諏訪圏域にお住まいの皆様、自宅も含め、同居のご家族以外で行う5人以上の会食については、感染リスクが高まる可能性に十分留意した上で徹底した対策を講じていただき、それが困難な場合には実施を控えていただくよう協力を要請します。

○ 事業所における感染防止策の徹底と在宅勤務・テレワークの推進

諏訪圏域の事業所に対して、休憩時間などいわゆる居場所の切り替わりによる気の緩みへの注意喚起などの感染防止策を徹底するとともに、人との接触機会を減らすため、可能な限り、在宅勤務・テレワークを推進するよう協力を要請します。

4 諏訪圏域に対する県の支援策等について

営業時間の短縮等の要請及び新型コロナ特別警報Ⅱの期間の延長に伴い、諏訪圏域に対する支援策等を次のとおり講じます。諏訪圏域の事業者の皆様におかれては、ご理解・ご協力をお願いします。

① 営業時間の短縮等を行った事業者を支援します【諏訪市及び茅野市】

県の要請に応じて営業時間の短縮等を行った事業者を支援します。

② 市町村と連携し感染拡大の影響を受ける事業者を支援します【諏訪圏域全域】

地域経済を活性化するために諏訪圏域の市町村が行う事業者支援の取組を支援します。

③ 市町村と連携しガイドライン遵守等の働きかけ活動を強化します

市町村と連携して、個々の事業者、店舗を巡回し、感染拡大予防ガイドラインの遵守を働きかけるとともに、「新型コロナ対策推進宣言」の実施や「信州の安心なお店」への登録を働きかけます。【諏訪圏域全域】

営業時間の短縮等の要請対象市の飲食店については、特に重点的に巡回するとともに、上記に加え、次の点について協力を呼びかけます。【諏訪市及び茅野市】

- ・ 飲食を主として業としている店舗（スナック、カラオケ喫茶等）におけるカラオケ設備の利用を控えること
- ・ 発熱その他の症状のある方又は正当な理由なくマスクを着用しない方は店舗の利用を控えることの周知
- ・ 座席間の適切な距離が確保できない店舗等における、希望する利用者の座席へのアクリル板の設置

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越えていきましょう。

施設の使用制限・停止（休業・営業時間短縮）を要請する施設

種類	施設例	要請の内容
----	-----	-------

● 下記に掲げる特措法施行令第11条第1項第11号に該当する遊興施設

接待を伴う飲食店、飲食店（酒類の提供を行うものに限る）	キャバレー ナイトクラブ ダンスホール スナック バー ダーツバー パブ ライブハウス カラオケボックス 等	○ガイドラインを遵守していない施設 = 休業を要請 ○ガイドラインを遵守している施設 = 営業時間短縮（5時～20時）を要請
-----------------------------	--------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------

● 下記に掲げる特措法施行令第11条第1項第14号に該当する飲食営業施設

飲食店等（酒類の提供を行うものに限る）	居酒屋 食堂 レストラン 等	営業時間短縮（5時～20時）を要請（宅配・テイクアウトを除く）
---------------------	----------------------	----------------------------------------

特別警報Ⅱの延長に伴う感染拡大防止のお願い

(住民及び来訪者への協力要請)

- ① 高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛について協力を要請します
- ② 人との接触機会を極力減らすよう協力を要請します
- ③ 大人数・長時間の会食については、自宅等で行われるものも含めて自粛するよう協力を要請します
- ④ 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します
- ⑤ 飲食を主として業としている店舗におけるカラオケ設備の利用を控えるとともに、事業所や店舗を利用する際はマスクを着用するよう協力を要請します【諏訪市及び茅野市】
- ⑥ 感染拡大地域等への訪問の自粛について協力を要請します
- ⑦ 風邪症状等がある場合は外出を控え、かかりつけ医等に速やかに相談するよう協力を要請します

(事業者等への協力要請)

- ⑧ 事業所に対して感染防止策の徹底と在宅勤務・テレワークの推進について協力を要請します
- ⑨ 医療機関や福祉施設、学校や保育所等に対して感染防止策の徹底について協力を要請します
- ⑩ 大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討について協力を要請します

- ① 高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛について協力を要請します

(特措法第24条第9項)

諏訪圏域にお住まいの高齢者や基礎疾患のある方等に、人との接触機会を極力減らすため、医療機関への通院、食料の買い物、職場への出勤、健康の維持に必要な散歩など、生活の維持に必要な場合を除き外出しないよう協力を要請します。高齢者や基礎疾患のある方等が諏訪圏域を訪問される場合も同様の対応をお願いします。

また、重症化リスクのある高齢者や基礎疾患のある方等を守るため、これらの方と同居されている方は慎重な行動をお願いします。

〔高齢者や基礎疾患のある方等

65歳以上の高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性腎臓病・糖尿病・高血圧・心血管疾患をお持ちの方、肥満（BMI30以上）の方〕

- ② 人との接触機会を極力減らすよう協力を要請します (特措法第24条第9項)

諏訪圏域にお住まいの皆様、会合・寄合等、ご近所の方等との集まりについては、必要最小限の人数で実施するなど、人との接触機会を極力減らすよう協力を要請します。

- ③ 大人数・長時間の会食については、自宅等で行われるものも含めて自粛するよう協力を要請します (特措法第24条第9項)

諏訪圏域にお住まいの皆様、自宅も含め、同居のご家族以外で行う5人以上の会食については、感染リスクが高まる可能性に十分留意した上で徹底した対策を講じていただき、それが困難な場合には実施を控えていただくよう協力を要請します。

- ④ 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します (特措法第24条第9項)

諏訪圏域にお住まいの皆様や訪問される皆様に、酒類の提供を行う飲食店を利用する場合は、店内における対人距離の確保、マスクの着用、施設の換気・消毒などの対策や「新型

「コロナ対策推進宣言」等の実施などを確認し、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない店の利用を控えるよう引き続き協力を要請します。

⑤ **飲食を主として業としている店舗におけるカラオケ設備の利用を控えるとともに、事業所や店舗を利用する際はマスクを着用するよう協力を要請します【諏訪市及び茅野市】**

諏訪市及び茅野市にお住まいの皆様に、飲食を主として業としている店舗（スナック、カラオケ喫茶等）におけるカラオケ設備の利用を控えるとともに、事業所や店舗を利用する際はマスクを着用するよう協力を要請します。

⑥ **感染拡大地域等への訪問の自粛について協力を要請します**

諏訪圏域にお住まいの方に、リモートによることが困難な仕事での訪問など必要な場合を除き、感染拡大地域及び自治体から外出自粛が呼びかけられている地域^{*}への訪問の自粛について協力を要請します。^{*} 該当地域は県ホームページで随時お知らせしています。

（特措法第 24 条第 9 項）

また、感染拡大地域及び自治体から外出自粛が呼びかけられている地域からの諏訪圏域への来訪についても、できるだけ控えていただくよう協力を要請します。

⑦ **風邪症状等がある場合は外出を控え、かかりつけ医等に速やかに相談するよう協力を要請します**

（特措法第 24 条第 9 項）

諏訪圏域にお住まいの皆様に、日々の健康観察を徹底し、発熱等の風邪症状等がある場合は外出を控え、かかりつけ医や受診・相談センターに速やかに相談するよう協力を要請します。

⑧ **事業所に対して感染防止策の徹底と在宅勤務・テレワークの推進について協力を要請します**

諏訪圏域の事業所に対して、休憩時間などいわゆる居場所の切り替わりによる気の緩みへの注意喚起などの感染防止策を徹底するとともに、人との接触機会を減らすため、可能な限り、在宅勤務・テレワークを推進するよう協力を要請します。

⑨ **医療機関や福祉施設、学校や保育所等に対して感染防止策の徹底について協力を要請します**

県内では医療機関や福祉施設、学校や保育所等における感染例が確認されています。これまでも対策を講じるよう呼びかけていますが、改めて医療機関や福祉施設、学校や保育所等に対して、さらなる感染防止策の徹底について協力を要請します。

⑩ **大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討について協力を要請します**

（特措法第 24 条第 9 項）

諏訪圏域において、全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が 1000 人を超える大規模イベントを主催する事業者の皆様に、県への事前相談の徹底を求めるとともに、感染リスクを低下させるための対策について十分ご検討いただき、それが困難な場合にはイベントの延期や中止を検討するよう協力を要請します。

また、上記以外の小規模なイベントの開催に当たっても、同様に慎重な検討の協力を要請します。

（特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和 2 年長野県条例第 25 号）に基づき実施するものです。）